

# ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科の専任の教授の選考に関する申合せ

〔 平成 2 年 3 月 1 6 日 〕  
〔 連合農学研究科要項等第 1 号 〕

鳥取大学大学院連合農学研究科の専任の教授（以下「専任教授」という。）の選考は次のとおり行う。

## 1 選考を開始する時期

欠員となる予定期日の 5か月前とする。ただし、辞職・死亡等これにより難いときは直近の期日とする。

## 2 専任教授候補者の資格

主指導教員として学生の教育・研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授とする。

## 3 専任教授候補適任者の公募

専任教授の選考は、原則として公募によるものとする。公募の際、連合農学研究科長は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科長、島根大学大学院自然科学研究科長及び山口大学大学院創成科学研究科長に公募を開始した旨通知するものとする。

## 4 専任教授選考委員会の設置

連合農学研究科長及び連合農学研究科委員会規則（平成元年 5 月 2 9 日鳥取大学大学院連合農学研究科規則第 1 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する者をもって専任教授選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、委員長は連合農学研究科長をもって充てる。

## 5 連合農学研究科と鳥取大学との調整

選考委員会は、専任教授候補適任者のうちから専任教授候補者を内定し、専任教授就任後の学部、修士の教育研究へのかかわり方及び専任教授の研究遂行に関する関係講座等との協力関係の樹立を図るため、必要があれば鳥取大学農学部長に学部での調整を依頼するものとする。

## 6 連合農学研究科委員会への報告

選考委員会は、前項の調整に基づき専任教授候補者を決定し、連合農学研究科委員会へ報告するものとする。

## 7 専任教授予定者の決定

選考委員会からの報告に基づいて連合農学研究科委員会で審議し、決定するものとする。

### 附 則

この申合せは、平成 1 6 年 5 月 1 4 日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科の専任の教授の選考に関する申合せの規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則（平成 1 9 年 2 月 1 6 日連合農学研究科要項等第 1 号）

この申合せは、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 2 6 年 4 月 2 3 日連合農学研究科要項等第 1 号）

この申合せは、平成 2 6 年 2 月 2 7 日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科の専任の教授の選考に関する申合せの規定は、平成 2 6 年 3 月 3 日から適用する。

#### 附 則（平成 2 8 年 2 月 1 9 日連合農学研究科要項等第 2 号）

この申合せは、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 2 9 年 2 月 1 7 日連合農学研究科要項等第 2 号）

この申合せは、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年2月16日連合農学研究科要項等第2号）  
この申合せは、平成30年4月1日から施行する。